

リフォームローン（ジャックス）

融・24-2

平成27年4月1日現在

商品名 (愛称)	リフォームローン（ジャックス）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満20歳以上65歳以下の方（完済時年齢75歳以下）。・安定継続した収入の見込める方。・住居が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件であること。・原則、団体信用生命保険に加入できる方。・過去に不渡り、延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方。・リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金用途に含む場合、その借換対象ローンで直近6ヵ月以内に返済遅延がない方。 但し、住宅ローンは返済実績が5年以上あること・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 <ul style="list-style-type: none">・当金庫の融資条件に合致する方。
使いみち	<ul style="list-style-type: none">・住宅の増改築工事及び住宅設備機器購入資金・バリアフリー工事及び介護機器購入資金・キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム資金・エコキュート、太陽光発電システム購入、その他のエコ クリーンエネルギー関連工事資金・耐震強化工事資金・上記リフォーム資金とリフォームローンまたは住宅ローンの借換を合わせた資金・上記の資金と同時に家電、家具を購入するための資金・10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システム購入資金
融資金額	<ul style="list-style-type: none">・10万円以上1,500万円以内（1万円単位） 但し、自営業者は1,000万円以内とする。 借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とする。 使いみちが、同時に家電、家具を購入するための資金の場合は、50万円以内とする。
利用期間	<ul style="list-style-type: none">・6ヵ月以上20年以内（1ヵ月単位） 但し、借換資金のみの場合は残存償還期間を上限とする。
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・当金庫所定の利率を適用させていただきます(付利単位1円)。・現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、お取扱窓口へお問合せください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・元利均等返済・ボーナス月増額返済の併用もできます。 但し、ボーナス返済分元本は融資金額の50%以内とします。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">・株式会社ジャックスが保証しますので原則不要です。・但し、団体信用生命保険に加入できない方や株式会社ジャックスが必要と判断した場合は連帯保証人を徴求します。・保証料は融資利率に含まれます。

<p>団体信用 生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険（一般、3大疾病、就業不能）の加入が条件となります。 ・加入できない方の融資期間は15年以内となります。 ・融資金額が300万円以内、且つ、融資期間が10年以内の場合は、団体信用生命保険への加入は任意とします。 ・3大疾病団信及び就業不能団信を加入の方は、融資利率に団体信用生命保険料率が加算されますので、お取扱窓口へお問合せください。
<p>手 数 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は融資実行手数料1,080円（税込）をいただきます。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778 - 211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・当金庫ホームページから申込み受付が行えます。

北 群 馬 信 用 金 庫